

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

## 緊急事態宣言を踏まえた学校園生活における新型コロナウイルス感染症の感染予防について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、園児児童生徒への、マスクの着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、ご家庭における感染予防にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、緊急事態宣言が発令され、8月20日から兵庫県が対象区域となりました。第5波は急拡大、新規感染者数は増加しており、感染拡大を早期に食い止め、医療ひっ迫を防ぐためにも、より一層の感染対策の徹底が必要です。

つきましては、学校園での感染予防についてお知らせするとともに、今までと同様に、マスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする、各家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

### 1 健康観察の徹底

引き続き、毎朝、体温計を使用して、お子さまの体温を測定し、健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。

### 2 咳エチケットの徹底（マスク等の着用等）

登校園時には、家を出るときからマスク等を着用させるようお願いいたします。ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるためマスク等を外してもかまいません。

また、清潔なハンカチ、ティッシュとマスク等を外して置く場合のビニール袋や布等を持たせてください。

### 3 児童等に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）

① 発熱（平温より高い場合）などの平常と異なる体調の場合は、学校園における感染リスクを下げるため、自宅で休養してください。この場合、必ず、始業時までに学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

ただし、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外（風邪や感染性胃腸炎等）の診断がなされた場合は、診断日以降にお休みされた日は欠席となります。

② 学校園で発熱した場合や、体調異常を確認した場合は、原則としてきょうだいも含めて下校させます。その場合、学校園から保護者に連絡しますので、児童等を迎えに来ていただくようお願いいたします。

③ 児童等に発熱等の風邪症状がある場合は、必ず医療機関を受診していただくようお願いいたします。その際には医療機関が診療可能かを事前に電話でご確認ください。

### 4 児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）や学校園での感染が不安な場合

児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、児童等は学校園への登校園は控えていただき、自宅での健康観察をお願いいたします。（健康観察カードには⑩を記入してください）この場合であっても欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

また、学校園での感染が不安で欠席させたい場合は、各学校園へご相談ください。

### 5 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い

以下の場合、学校園へ連絡のうえ、医療機関又は保健所から指定された期間は学校園をお休みください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

## ※学校園に伝えてほしい内容について

児童等氏名、クラス、PCR検査受検日、結果判明日、経緯、保健所(医療機関)等からの指示

- ① 児童等又は同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ② 児童等又は同居する家族が濃厚接触者に指定された場合
- ③ 児童等又は同居する家族がPCR検査又は抗原検査等を受けた場合

【連絡先】○平日の午前8時30分～午後5時00分・・・在籍する学校園

○上記以外の時間帯（早朝、夜間、休日）・・・0797-71-1141（宝塚市役所）

## 6 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

## 7 学校園における教育活動

### (1) 各教科共通

- ① 児童等が長時間（1回で15分以上）、近距離（2m以内）で対面形式となるグループワーク等については、行いません。
- ② 近距離で一斉に大きな声で話す活動については、控えます。
- ③ 全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限することを検討します。

### (2) 音楽

児童等が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの管楽器の使用は行わないこととします。

### (3) 家庭科、技術・家庭

児童生徒が活動する調理実習については、緊急事態宣言発令中は実施しません。

### (4) 体育、保健体育

- ① 原則としてマスクの着用は必要ありませんが、十分な身体的距離がとれない状態で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用します。
- ② 2学期以降に延期していた中学校の保健体育授業における水泳実技指導については、適切な水泳場の確保が困難になることから行いません。
- ③ 屋内外を問わず、児童生徒の健康観察の徹底を図るとともに、こまめな水分・塩分補給をさせる等、引き続き熱中症の事故防止に万全の対策を講じます。
- ④ 暑さ対策や気温に応じ、実施する体育・スポーツ活動の内容の見直しや変更も考慮にいて活動をしていきます。

### (5) 校外活動（修学旅行・自然学校・転地学習を含む）

校外活動については、緊急事態宣言解除後に延期とします。

### (6) 校外から多くの人が来校する行事(授業参観・学級懇談・体育大会等)は原則自粛します。

## 8 部活動（中学校）

- ① 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行います。
- ② 校外での活動(練習試合を含む)、県内外での宿泊を伴う活動は、原則行いません。(いずれの場合も全国大会・近畿大会に出場する場合を除きます。なお、宿泊は感染防止対策が確認できる宿泊施設に限定し、学校は不可とします。)
- ③ 活動日及び時間は、平日(4日)で2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とします。
- ④ 中体連主催大会や阪神以上につながる大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、感染場所の密を避けるなど感染防止対策を遵守します。上位大会につながらない市内大会については、原則自粛します。

## 9 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課（電話 0797-77-2366）、学校教育課（電話 0797-77-2028）